

平成29年第1回六戸町議会定例会会議録（第3号）

平成29年3月9日（木）午前10時開議

出席議員（12名）

1番	長根一男	2番	種市正孝
3番	杉山茂夫	4番	久田伸一
5番	高坂茂	6番	下田敏美
7番	川村重光	8番	河野豊
9番	円子徳通	10番	母良田昭
11番	山本実	12番	苔米地繁雄

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	吉田豊	副町長	保土澤正教
総務課長	川村星彦	企画財政課長	円子富浩
税務課長	舘泰之	産業課長	高橋宏典
町民課長	川原徹	福祉課長	外山昌彦
建設 下水道課長	小林章	診療所事務長	吉田史明
会計管理者	高橋寿典	教育委員会 委員長	長根富栄
教育長	櫻田泰弘	教育課長	吉田英輔
農業委員会 会長	金浏盛一	農業委員会 事務局 局長	高橋宏典
選挙管理 委員会 委員長	四木豊美	選挙管理 委員会 事務局長	川村星彦
代表監査委員	吉田透	監査委員 事務局 局長	川村政則

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長 川村政則 事務局次長 松橋紀幸
主 査 井川静香

議 事 日 程

- 日程第 1 諸報告
- 日程第 2 予算特別委員会付託案件の委員長報告及び採決
- 日程第 3 報告第 1 号 専決処分の報告について
損害賠償の額の決定について
- 日程第 4 議案第 1 号 青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議について
- 日程第 5 議案第 2 号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第 6 議案第 3 号 六戸町個人情報保護条例の一部を改正する条例案
- 日程第 7 議案第 4 号 六戸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 8 議案第 5 号 六戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 9 議案第 6 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 10 議案第 7 号 財産の交換、譲与又は無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 11 議案第 8 号 六戸町税条例等の一部を改正する条例案
- 日程第 12 議案第 9 号 六戸町手数料条例の一部を改正する条例案
- 日程第 13 議案第 10 号 六戸町学童保育所設置条例の一部を改正する条例案
- 日程第 14 議案第 11 号 六戸町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 15 議案第 12 号 六戸町国民健康保険診療所職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 16 議案第 13 号 六戸町介護保険条例の一部を改正する条例案
- 日程第 17 議案第 14 号 六戸町産地活性化総合対策事業分担金徴収条例案
- 日程第 18 議案第 15 号 六戸町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部

を改正する条例案

- 日程第19 同意第 1号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第20 同意第 2号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第21 同意第 3号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第22 同意第 4号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第23 同意第 5号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第24 同意第 6号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第25 同意第 7号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第26 同意第 8号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第27 同意第 9号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第28 同意第10号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第29 同意第11号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第30 同意第12号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第31 同意第13号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第32 同意第14号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第33 同意第15号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第34 各常任委員会所管事項調査付託
日程第35 陳情第 1号 農業者戸別所得補償制度の復活を求める陳情
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

追加日程第36 発議第 1号 農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書提出について

て

会議録署名議員の氏名

12番

苫米地 繁 雄

1番

長 根 一 男

会 議 の 経 過

議 長（円子徳通君）

ご起立願います。

皆様おはようございます。

ご着席願います。

会議に入る前に、私ごとですが、現在ごらんとおり諸般の事情により、本日の議事進行に大変支障を来すおそれがございます。

きょうの議事進行については川村副議長が議長の職務を行います。

それでは副議長、議長席までお進みください。

副 議 長（川村重光君）

改めまして、おはようございます。

本日は、先ほど円子議長から説明されたとおりでありますので、地方自治法第106条第1項に基づき、副議長の私が議長の職務をとらせていただきますので、皆様方のご協力をお願いいたします。

本日の欠席議員はありません。

ここで、会議に入る前に、町民課長よりきのうの山本議員の答弁について説明の申し出がありましたので、発言を許します。

町民課長。

町民課長（川原 徹君）

昨日の予算特別委員会での山本議員さんの霊園の経営についてのご質問に対して回答いたしました内容につきまして、訂正させていただき、お願い申し上げます。

昨日の回答におきましては、霊園の要望があり、その後に現在の土地を国際興業さんより無償譲渡され設置とご回答いたしましたが、正しくは平成3年度に既に国際興業さんより移管されていた土地の中から現在の場所を選定し、設置したものでございました。

不正確な回答をいたしましたことを訂正の上、おわび申し上げます。まことに申しわけございませんでした。

副 議 長（川村重光君）

ただいまの出席議員数は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

開議（午前10時00分）

副議長（川村重光君）

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1 諸報告を行います。

地方自治法第121条第1項に基づき出席要求した者及び委任による出席者の氏名については、お手元に配付してあります出席者名簿のとおりであります。

次に、日程第2 予算特別委員会付託案件の委員長報告及び採決を議題といたします。

予算特別委員会に付託してありました平成29年度予算関係議案第23号から第30号までの8件について、審査が終了した旨の報告がありましたので、ここで予算特別委員会委員長の報告を求めます。

5番、高坂茂君。

予算特別委員長（高坂茂君）

予算特別委員会の審査結果の報告をいたします。

今議会定例会において予算特別委員会に付託されました平成29年度予算関係の議案第23号 平成29年度六戸町一般会計予算、議案第24号 平成29年度六戸町国民健康保険事業特別会計予算、議案第25号 平成29年度六戸町下水道事業特別会計予算、議案第26号 平成29年度六戸町農業集落排水事業特別会計予算、議案第27号 平成29年度六戸町介護保険事業特別会計予算、議案第28号 平成29年度六戸町後期高齢者医療特別会計予算、議案第29号 平成29年度六戸町霊園事業特別会計予算、議案第30号 平成29年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計予算を、去る3月7日、8日の2日間、予算特別委員会を開催し審査いたしました。

その結果は、いずれも原案のとおり可決されました。

以上、簡単であります。予算特別委員会委員長の報告といたします。

副議長（川村重光君）

予算特別委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。

質疑及び討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副 議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、質疑及び討論を省略いたします。

これより議案第23号から議案第30号までの8件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの委員長の報告は、いずれも原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副 議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号 平成29年度六戸町一般会計予算、議案第24号 平成29年度六戸町国民健康保険事業特別会計予算、議案第25号 平成29年度六戸町下水道事業特別会計予算、議案第26号 平成29年度六戸町農業集落排水事業特別会計予算、議案第27号 平成29年度六戸町介護保険事業特別会計予算、議案第28号 平成29年度六戸町後期高齢者医療特別会計予算、議案第29号 平成29年度六戸町霊園事業特別会計予算、議案第30号 平成29年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計予算、以上8件の議案はそれぞれ原案のとおり可決されました。

次に、日程第3 報告第1号 専決処分の報告についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長 (円子富浩君)

報告第1号 専決処分の報告についてご説明申し上げます。

議案書の1ページからになります。2ページ、3ページをお開きください。

本件は、平成28年9月29日、六戸町大字鶴喰字石森59の1付近の農道において、町民バスが一般車両と衝突した事故で、このとき町民バスに乗っていて負傷した5人の児童への損害賠償額についてでございます。

この示談が成立し、平成29年2月22日に、損害賠償の額、5人分合計で43万8,981円を専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

なお、損害賠償の金額は、その全額が全国町村会総合賠償補償保険より支払われます。

以上で報告第1号の説明といたします。

副議長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

山本議員。

11番（山本実君）

これで示談が成立をしたと思いますが、後ほど後遺障害が出た場合にどのように考えているのかということが1点。それから、まだこれから損害賠償等が残っているのか、この2点についてお尋ねしたいと思います。

副議長（川村重光君）

企画財政課長。

企画財政課長（円子富浩君）

まず1点目の、この後、後遺症等の訴えがあったらどうするかということについてですが、共済のほうとちょっとやりとりしてみないと専門的なことはわからないんですが、既に示談は一回成立しておりますが、その後の保険での対処の仕方があるかということについては、ちょっと今、私、確認はしておりません。そこら辺は、また今後、共済のほうと確認してみたいと思っております。

あともう一点、そのほかまだ未処理のものが残っていないかということについては、相手方の車両についての補償が、まだ今示談している最中ですのでまだ成立はしていませんが、全員協議会でも申し上げましたが、3月中にはめどがつくのではないかという報告は受けてお

ります。

以上でございます。

副 議 長（川村重光君）

山本議員。

1 1 番（山本 実君）

後遺障害についての今後の対応について、よく結論的にはわからないというふうな答弁をされたと思うのですが、相手方に示談をするに当たって、そういうふうなところまでご説明をした上で示談というものを締結しなければならないと考えるわけでありますが、これも早急に相手方にも、示談をするにおいても当然伝えておかなければならない事案ではないのか。例えば、後ほど今回の事故においてぐあい等が悪くなった場合にはまた相談してくださいよとか、そういうようなものはないのですか。

副 議 長（川村重光君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

私のほうからお答えさせていただきたいというふうに思います。

まず、今この専決処分をお願いしておりますのは、示談が成立をしてこのようになったということでございます。その後においてこのバス事故にかかわる関連でもっての後遺症的なものが出てまいりましたら、その診察の結果、そして今、課長が説明しました共済等、それぞれ、もしそういうふうになってきた場合においては、もう示談が済んだから関係ないということではなくて、やはり何かの方法はあるのかどうなのかということに対応して差し上げなきゃならないものだというふうに捉えているところでございます。

今ご質問ございましたので、このたびの町民バスの事故、一番心配していることとございました。このようなことが発生して、町民の皆様、そして町民バスだったんでありますが、児童が乗っていたということもありまして大変ご心配をおかけしたこと、運営している側の責任者として大変申しわけなく思っております。

議場でございます。本当に心してこれから私どもやっていかなきゃならないなということ

を感じ取った事案でもあったなというふうに捉えております。またあわせて、そのことは、私どもばかりじゃなくて運行している人たち、また運転手の皆さん、このことは大きな出来事として、教訓として、今後二度とあってはならないということで対応していかなきゃならないというふうに思っておりますので、改めて被害に遭いました、乗車していた児童さん、その方々に心からおわび申し上げたいと思いますし、今後、このことが余りトラウマ的にならないで元気に育っていただければありがたいというふうに思います。

改めて、町民はもちろんでありますけれども、当事者である被害に遭った方々、そしてご家族の方々、また学校の方々におわびを申し上げたいというふうに思います。

今後とも気をつけて、しっかりとやっていくように指導してまいりたいというふうに思います。

副 議 長（川村重光君）

11番、山本議員。

11 番（山本 実君）

今、町長の答弁をお聞きしてまず安心をいたしました。

伝えてはあると思うのですが、この5名の父母の方々に、今のことをもし伝えていなければ、後で後遺障害的なものがあつたら話をしてくださいよというふうなことをお話ししていなかったらもう一度伝えていただいて、よろしくお願ひしたいと思います。

副 議 長（川村重光君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

先ほど申し上げましたように、一応、大丈夫だということでの示談の成立というふうになっておりますので、ここでは一応は、今は了解ですよということになっております。ただ、先ほど申し上げましたのも、今後においてもし影響が出る、またそれに関連したものであるというならば、先ほど申し上げたように対応していかなければならないだろうなというふうに思っているところでございます。

副 議 長（川村重光君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

副 議 長（川村重光君）

質疑がないようですから質疑を終結いたします。

以上で報告第1号 専決処分の報告についてを終わります。

次に、日程第4 議案第1号 青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（円子富浩君）

議案書の5ページになります。

議案第1号 青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議についてご説明申し上げます。

平成29年度において行う事業計画の一部変更について、県及び関係する8市町で負担する額を6ページの別紙のとおり変更するものであります。全体では前年度比較11万6,000円減の674万8,000円、また当町の負担額は前年度より1,000円減額の11万1,000円となっております。

以上で議案第1号の説明といたします。

副 議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

副 議 長（川村重光君）

質疑がないようですから質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副 議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副 議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号 青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議については原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第5 議案第2号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長 (川村星彦君)

議案第2号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更についてご説明いたします。

議案書7ページをお開き願います。補足資料1ページから2ページもご参照願います。

内容は、平成29年3月31日をもって、学区が八戸市と階上町にある八戸市、階上町、田代小学校中学校組合が解散により当該組合から脱退するため、団体数の減少と当該組合規約の変更について議決を求められたものでございます。

附則は、施行期日を定めたものでございます。

以上で議案第2号の説明を終わります。

副議長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

副議長（川村重光君）

質疑がないようですから質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更については原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第6 議案第3号 六戸町個人情報保護条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（川村星彦君）

議案第3号 六戸町個人情報保護条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案書10ページをお開き願います。補足資料3ページもご参照願います。

改正の内容は、第2条で、当町でいえば乳幼児医療費給付事務記録やひとり親家庭等医療費給付事務記録等を加え、第26条では、その記録の訂正を行った場合に照会者もしくは提供者に通知しなければならないことを加えたものでございます。

附則は、施行期日を定めたものでございます。

以上で議案第3号の説明を終わります。

副議長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

副議長（川村重光君）

質疑がないようですから質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副 議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号 六戸町個人情報保護条例の一部を改正する条例案については原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第7 議案第4号 六戸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長 (川村星彦君)

議案第4号 六戸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

議案書12ページから14ページとなります。補足資料3ページもご参照願います。

改正の内容は、改正番号法の施行に伴い、19条の8号に、町が条例で定める乳幼児医療費給付事務等の情報連携が可能となることが新設されましたので、「第9号」を「第10号」に繰り下げするものであります。

附則は、施行期日を定めたものでございます。

以上で議案第4号の説明を終わります。

副 議 長 (川村重光君)

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

副 議 長 (川村重光君)

質疑がないようですから質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副 議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副 議 長 (川村重光君)

異議なしと認めます。

よって、議案第4号 六戸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第8 議案第5号 六戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長 (川村星彦君)

議案第5号 六戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案書15ページからとなります。補足資料4ページから9ページもご参照願います。

今回の改正は、現在、当町で該当する職員はおりません。

15ページから19ページ2行目までは、育児または介護を行う職員の早出遅出勤務及び深

夜勤務及び時間外勤務の制限を適用するための子の範囲を、法律上の親子関係及びそれに準ずる関係にある子まで拡大するものでございます。

19ページ4行目からは、介護休暇の分割取得と介護時間の新設について、20ページ中ほどからは、文言の改正と条項の整理を行うものでございます。

附則は、施行期日を定めたものでございます。

以上で議案第5号の説明を終わります。

副議長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

副議長（川村重光君）

質疑がないようですから質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号 六戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第9 議案第6号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（川村星彦君）

議案第6号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

今回の改正の対象となる職員はおりません。

議案書22ページからとなります。補足資料9ページから14ページもご参照願います。

23ページから24ページ7行目までの改正は、育児休業をすることができない職員に在職期間が1年未満のパート職員などを加え、24ページの第2条の2以降は、育児休業、育児短時間勤務及び育児時間の対象となる子の範囲を拡大し、非常勤職員が育児休業及び介護時間を取得することができる規定を定めたものでございます。

附則は、施行期日を定めたものでございます。

以上で議案第6号の説明を終わります。

副議長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

副議長（川村重光君）

質疑がないようですから質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(川村重光君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第10 議案第7号 財産の交換、譲与又は無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長(円子富浩君)

議案第7号 財産の交換、譲与又は無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

議案書の31ページからになります。補足資料14ページには新旧対照表を載せてございます。

今回の改正は、町所有の普通財産について、一定の条件にかなえば公共団体以外の者にも無償または減額での譲渡や貸し付けができるようにするための改正であります。先日の全員協議会での説明の際は少し説明不足でしたので、再度説明させていただきます。

現行の条例では、民間事業者や個人の者に譲渡や貸し付けを行う場合、適正な価格であれば譲渡や貸し付けができますが、無償や減額しての譲渡や貸し付けはできません。今回の改正は、条項を追加し、民間事業者や個人の者にも、地域活性化事業を行うという条件にかなえば

無償または減額での譲渡や貸し付けを可能にするものでございます。

まず、32ページをごらんください。

第3条は、「普通財産の譲与又は減額譲渡」についての条項になりますが、ここに第5号として、「公用又は公共用に供する公有財産の用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産を、本町の産業の振興、雇用の機会の創出、社会福祉の増進、芸術文化の振興その他地域の活性化に資するものとして町長が特に必要と認める事業（以下「地域活性化事業」という。）の用に供するため、当該地域活性化事業を行う者へ譲渡するとき。」という一号を追加します。

次に、8行目、第4条は、「普通財産の無償貸付又は減額貸付」についての条項になりますが、ここに第3号として先ほどと同じように一号を加えます。

附則は、施行日を公布の日からとするものであります。

以上で議案第7号の説明を終わります。

副議長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

11番、山本議員。

11番（山本 実君）

私、この譲与と譲渡という言葉が非常に気にかかっているところなんです。32ページの5、「公用又は公共用に供する」云々とあるわけでありましてけれども、この譲渡するということは他人にこの権利を無償で渡すという、そういう解釈でいいのか。4条の場合は、4の3号をつけ加えるわけでありましてけれども、「当該地域活性化事業を行う者に貸し付ける」とあるわけでありましてけれども、貸し付けるその貸し付け方、例えば有償で貸し付けるのか無償で貸し付けるのか、その辺のところがお尋ねをしてみたいところであります。

副議長（川村重光君）

企画財政課長。

企画財政課長（円子富浩君）

お答えいたします。

まず、譲与という言葉が出てまいります。譲与とは、無償での譲渡のことを譲与ということになります。したがって、第3条もしくは4条について、4条のほうは貸し付け、3条のほうは譲渡という取り扱いですけれども、いわゆる地域活性化事業の目的をどれくらい兼ね備えているかということで、その減額の幅とか、行き着く先は最終的には無償というのが一番安い、安いというか、ことになるかと思えますけれども、それはあくまでもその条件にどれほどかなっているかで判断させていただくことになると思います。

以上でございます。

副議長（川村重光君）

11番、山本議員。

11番（山本実君）

そういたしますと、譲渡する場合は、今の説明でありますと、いわゆる町の権利を放棄して相手に渡すという解釈ではないわけですか。

副議長（川村重光君）

企画財政課長。

企画財政課長（円子富浩君）

おっしゃるとおり、譲渡とは、所有者を向こうに移すということでございます。

以上でございます。

副議長（川村重光君）

11番、山本議員。

11番（山本実君）

そうですね。いわゆるその町の持っている権利を相手側に移すんだと。つまり町のものでなくなってしまうわけですね。そこで、当然それを無償にする場合もあるという、この改正から見ればですよ。譲渡は金銭が絡むということ、それを減額するかしらないかは別にしまし

て、そういう理解でいいわけですか。

副 議 長（川村重光君）

副町長。

副 町 長（保土澤正教君）

ただいまの件でございますが、譲与というのは、譲りを与えるということで無償だと。無償の権利の移動、これが譲与。譲渡は有償。無償譲渡のことを譲与というんですが、譲渡というのは、一般的に有償を譲渡というと。もちろん、無償譲渡といえは譲与という言葉と一緒にいうふうに解釈しております。

副 議 長（川村重光君）

ほかにありませんか。

高坂議員。

5 番（高坂 茂君）

非常に難しい言葉、譲与、譲渡、混乱している部分はあると思います。要するに町の地域活性化に資する者というふうに定義されているわけで、こういうふうに言葉で見ただけではちょっと我々は理解しづらい面があるわけです。そうした場合、具体的に、今、我々は公用地でするので、そこを無償で譲与する場合に例えばどういうものがあるのか。一、二、三、例を挙げていただければ非常に皆さんわかりやすいと思います。

副 議 長（川村重光君）

副町長。

副 町 長（保土澤正教君）

ただいま高坂議員さんのほうから具体的にというお話でございましたが、先般の全員協議会のときに、いわゆる長谷小学校跡地の利活用を検討する中でこの条例改正を想定しているというふうなご説明をいたしました。

具体的には、長谷小学校跡地ということになりますと小学校の校舎がございます。建物、

それと土地、いわゆる小学校の校庭を含めた土地、この2つの案件があります。そのほかに中に入っている椅子だとかさまざまあるんですが、大きくは建物と土地というふうになります。

今、建物、土地、いずれも町が管理しているわけですが、建物は非常に、耐震診断もしてありません。いろんな状況で、これからあと何年もつのかということも含めて、もちろん価値が全くないとは言えませんが、ある程度の価値があるにしても、それを民間の方がもっとうまく活用したいというふうな町に対する計画を申し出て、その建物を利活用していきたいといったときに、町が管理責任をなくすることと引きかえに相手方に譲与すること、一つの活性化の、いわゆる建物の利活用の仕方の一つであると、そのことによって町の管理の費用が当然かからなくなるということがあります。

一方、土地のほうは、譲与、無償で与えるというわけにはいかないというふうを考えております。そのときには減額でその土地を売買する、あるいは減額して賃貸契約を結ぶ、そういうふうなことが想定されます。それを今、特定の人とやるということではなくて、特定の人、誰彼とやるんじゃないで、そういうふうなことを条例改正したときに、どなたか考えていただける事業者、利活用していただける事業者はありませんかというふうなことでプロポーザルを考えて、そういうふうな利活用の業者を募っていくというふうなことの一つの方策として今回の条例改正をお願いしていると、そういうふうなことでございます。

以上です。

副議長（川村重光君）

5番、高坂議員。

5番（高坂 茂君）

プロポーザルとか話が出てきております。言っていることは地域活性化事業に供するということですので非常にわかりやすいのですけれども、ただ公用の財産ですので、今、副町長が言われました建物と、それから土地はまた別個のものだという、その解釈はそれで私もよろしいと思います。そういうことで、これはあくまでも条例ですので、それに沿ってこれから物事を進めるということだと思います。

一つは、供するということは、やっぱり町民、それから住民にとっても理解を得られるものでなければならないと思うんです。そういうところで、何年も前の条例ですので変えていんですけれども、やはり地域の方々がまず理解されると、してもらおうということが前提にな

ると思いますので、建物自体はもう例えば取り払っても私はいいと思います。ただ、土地に関しては、利活用というのは真剣にやっぱり考えなきゃならないということで、私、今イメージしたのは、例えばそこにばーっと太陽光発電のパネルを設置するようなことだけは避けていただきたいと個人的に思っていますので、そこら辺は十分に検討してこれからやっていただきたいということで、質問を終わります。

副 議 長（川村重光君）

答弁はいいですか。

（「はい、よろしいです」の声あり）

副 議 長（川村重光君）

ほかにありませんか。

6 番、下田議員。

6 番（下田敏美君）

この条例のうたい方がちょっと理解できないからみんなで質問しているんですが、私は、このタイトルに「財産の譲渡、交換又は譲与」と、「譲渡」を先に入れないとだめだと思う。譲渡という言葉。定義づけていえば譲与とは無償ですよ。無償で他人に権利を渡すことを譲与という。じゃ有償は何とといえばこの権利が出てくるでしょう。中身を見ていくと、最後にいつ「譲渡するとき」といつているんだけれども、やっぱりこのタイトルに譲渡という言葉を入れないと私は理解しにくいと思うんだけれども、どうですか。

副 議 長（川村重光君）

副町長。

副 町 長（保土澤正教君）

ただいまの下田議員さんのご質問でございますが、あくまでも現行条例の名称は財産の交換、譲与又は無償貸付等に関する条例というふうになっておりますので、これの一部改正ということで今提案しているんです。

副 議 長（川村重光君）

6 番、下田議員。

6 番（下田敏美君）

ですから、タイトルも変更して中身を変更したらいいんじゃないですか。両方。譲与又は無償、有償は出てこないわけです、ここでは。

副 議 長（川村重光君）

副町長。

副 町 長（保土澤正教君）

この交換、譲与又は無償貸付ということでございますが、この条例の中身には当然、有償の譲渡という言葉も出てまいります。3条の中に譲与、譲渡という言葉は出てまいります。当然、減額しない譲渡というのは現行条例でもできるんです。適正な路線価で、不動産鑑定に基づく価格で、事業者が例えばその土地を欲しい、例えば不動産鑑定が3,000万円であれば3,000万円で買いたいというふうなことであれば現行条例でもできます。けれども、3,000万円は出せないけれども、1,500万円ぐらいで何とか譲渡していただいて、町のためになるような活用をしていきますよというときに、この条例を変更して、減額での譲渡もしくは減額での貸し付け、こういうふうなものができる規定を設けておかないといけないのではないか、こういうことで今回お願いしているということでございます。

副 議 長（川村重光君）

6 番、下田議員。

6 番（下田敏美君）

いや、説明はわかるんだけど、わかりやすい条例としてはですよ、わかりやすい条例としてはタイトルをそういうふうにしたほうがいいんじゃないかと私言っているわけです。譲渡という言葉を入れたほうがよりわかりやすいんじゃないかなと。

副 議 長（川村重光君）

企画財政課長。

企画財政課長（円子富浩君）

本条例は、昭和39年に、恐らく国からつくりなさいと、いわゆる条例（例）というものが示されて各市町村が一斉につくった、それこそ下田議員さんが職員であったころつくられた条例であると思っております。

それで、タイトルについては、今、譲与とかにこだわれば確かに入れたほうがいいんじゃないかということになりますが、条例の順番を見るときちっと「交換」から始まって、なるべく長い条例にしない、そんなに長い条例もあれですのでというところで、恐らくこのタイトルで示されたものだと思うんです。私は、個人的には非常にわかりやすいタイトルであるなどは思っております。

以上でございます。

副 議 長（川村重光君）

下田議員、3回になりますけれども、3回までということでありますので。

3番、杉山議員。

3 番（杉山茂夫君）

実はこの条例案について、改正案について私も全員協議会の場でちょっと質問したんです。それはどういうことかといいますと、今、下田議員言っているように、いわゆる譲渡と譲与を、今わかりましたんですが、ちょっと混乱しておりました。実はこれはいわゆる無償譲渡、無償貸付、あるいは減額、こういったものについての条例案なわけですね。

そうしますと、町の財産を有償で譲渡する、こういった部分についての条例については特になく、いわゆる民法、商法上の土地売買あるいは財産、そういった部分で考えればいいということですか。それとも、いわゆる有償で譲渡したり貸し付けしたりする場合の特別の町の条例あるいは規定、こういうものがあるかどうか、ここをちょっと確認したい。そのために私も例えば民間の住宅払い下げだとかそういう話をしたわけなんです、特に有償の条例があるかどうか。なければ一般の、いわゆる商法上の商取引ということで考えればいいのか、そこをちょっとお聞きしたい。

副 議 長（川村重光君）

暫時休憩いたします。

休憩（午前10時51分）

再開（午前10時52分）

副 議 長（川村重光君）

休憩を閉じて会議を開きます。

副町長。

副 町 長（保土澤正教君）

ただいまの杉山議員さんのご質問の件でございますが、通常取引の場合は、この条例によらなくても通常の民法上の売買契約で進むことができます。もちろん現行条例を変えなくてもですね。ただ、今回は減額して譲渡する、したいということがあるために今回の条例改正をお願いしている、そういう内容でございます。すみませんでした。

副 議 長（川村重光君）

よろしいですか。

3番、杉山議員。

3 番（杉山茂夫君）

そうしますと、ちょっと確認なんです、全員協議会の中で質問した、例えば役場の財産である部分でこれから宅地として見込まれるような部分、これについては別に公共の用に供すとかいうことでもない趣旨なわけですから、通常一般の土地売買取引ということで、例えば民間への払い下げだとかそういうことで考えるということですね。わかりました。

副 議 長（川村重光君）

よろしいですか。

(「よろしいです、確認です」の声あり)

副 議 長 (川村重光君)

8 番、河野議員。

8 番 (河野 豊君)

私は全員協議会の際に質問させていただいたのですけれども、ちょっと明快な答えをもらっていなかったなと思っております。やるに当たってプロポーザル、いわゆる提案型一般公募ということになるとするんですけれども、要はそのプロポーザルの範囲をどの辺でやるものなのか、どの辺まで周知してやるものなのか、そこをちょっとお知らせください。

副 議 長 (川村重光君)

企画財政課長。

企画財政課長 (円子富浩君)

お答え申し上げます。

通常、プロポーザルは一般のプロポーザルになりますので、周知方法については、町の手段としてはホームページと、あとは町内へ配る広報ろくのへですね。あとは町の掲示板に張り出すと。報道機関までは特に今想定しておりません。

以上でございます。

副 議 長 (川村重光君)

8 番、河野議員。

8 番 (河野 豊君)

今の話だとかなり縮小した形での周知になるかと思うんですけれども、いわゆるプロポーザルをやるということになるとちょっとそれだと不十分だと思うんです。前にも私、一回質問したことあるんですけれども、町民バスの車庫のパイプハウスを、いわゆる告知をインターネットでやったよということだったんですけれども、じゃホームページをどれだけの人が見てい

るかということがありますね。そんなに多くの方が六戸町のホームページを見ているとは正直言って思えない。

なので、私が全員協議会の際に、新聞社も来ていたから、どうなんですかという提案をさせていただいたんですけれども、いわゆる町がプロポーザルで募集するという事はそういうことじゃないんですか。ただホームページに載せて、それも期間限定の1週間ぐらいでばっとならなくなって、でも答弁はちゃんとやりましたよという答弁を恐らくすると思うんですよ。だから、その辺のところをもう少し、どういうふうにご検討か具体的にもう一回ちょっとお知らせください。

副議長（川村重光君）

副町長。

副町長（保土澤正教君）

プロポーザルのいわゆる広報の範囲ということに関するご質問かと思えます。

確かに国のプロポーザルというのは、例えば中央3紙、朝日、読売、それから毎日ですか、そういうふうなところに掲載する。県のプロポーザルあたりも、例えば県内版の日報さんあるいはデーリーさん、陸奥新報さん、そういうところまで広げていると思えます。

それで、一般のこういう町が行うプロポーザルというのは、一般的な概念でいうと、そういう新聞社にあえてこちらから提供するんじゃないかと、プロポーザルをこう考えていますので掲載してくださいとお願いをするのではなくて、六戸町がこういう考えを持っているよというふうなことを新聞にむしろ取り上げていただく、そういうことで周知してもらおう。

私どものほうから、こういう新聞にこういう内容で掲載して、お金払いますから公募します、こういう形でなく、むしろ新聞社、報道機関のほうに六戸町ではこんなことをやるみたいよというのを取り上げていただいて、それを見た方々から公募していただくということをご検討か、そういうふうには思っております。

以上です。

副議長（川村重光君）

8番、河野議員。

8 番（河野 豊君）

全員協議会のときには旧長谷小学校の建物ということで、確かにあそこは古い建物ですけども、見る方によれば非常に価値のある建物でもあると私は思っています。ですから、そういうことも含めて、プロポーザルを募集するに当たって、狭い範囲ではなくて、今、副町長がおっしゃられたように、新聞社だとかそういうところをうまく利用していただいて、広くある程度は、やっぱり公用地ですから幾らかでも優位な方向でいかせるべきだと思うんですね。それは当然のことだと思います、これは町の、町民の財産ですから。

だから、そこも含めてプロポーザルのやり方を、ホームページに載つけたからいいんだよということだけでは終わらないやり方でぜひお願いをしておきたいと思います。

以上です。

副 議 長（川村重光君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

今、例えばということで旧小学校跡地ですとかいろんなご質問等ありながら進んでおりますけれども、またやり方等もありますが、基本的には、このような条例ができ上がったにいたしましても、町としてはこの条例があるからそのまま進むんじゃなくて、その内容によって、地域の方であってみたり実際のその場所によってみたり、いろんなものが出てくるであろう。今まで、公有地があるからもっと利用すればというんですが、その金額だけでこちらのほうは決まったことしか提示できませんので、それで動くのかというと、実際は今の社会の状況からいってほとんどそれが動かないという実情もございます。

また、今お話しの中に無償であったりとかいろんなお話が出てきますが、これは今お話があったみたいに、土地は土地なんですけれども、上物やそういうものを、じゃ実際に活用はどうなのかというような部分まで金額をはじき出してやるのかというと、これもまた相手方が出てこないみたいな状況になります。

それから、私は最初、皆さん質問したような点に一瞬、同様に思いました。ただ、これまでの議論の中で、どこそこの土地、あれをこういうふうにご利用したらいいんじゃないか、ああいふふうにご利用したらいいんじゃないかとお話をしてくるんですが、実際のところは単なる話で終わってしまって、具体的にどういうふうになるか、また民間やいろんな人たちの意見を入れ

たりなんかできるのかということ、実はそれはもうほとんどできない。こっちの言い値で買い取ってくれば、それはもう相手様の自由ですからいいのかもしれませんが、そうじゃない限りにおいてはほとんど単なる話で終わるといような状況があります。

ですから、今、学校跡地の話がありますが、例えて言うなら、公園だったり住宅だった場所を公園にしたらどうかという話もありますが、逆にそこに住宅をつくる、何するといったとき、単純にこっちの金額だけを提示して、はい、はいといって土地を求めて家をつくるのかどうかということ、これもまた疑問があります。そういくかもしれません。でも、それだったら民間の提案でもって、それに基づいてそこをお願いをして、そこが計画的に実際に住宅をつくったりいろんなことをするとすれば、例えばの話でございますが、極めて今の時代に合わせたものとして計画的にやれるのではないかと。

これはいろんなケースがある。今まで漫然と来たんですが、これからの時代を考えると、私どもは、町長が決めるとかありますけれども、町長が勝手に決めるんじゃないくて、それぞれの案件によっていろんなことがありますから、ハードルありますから、皆さんと相談したりいろんなことをしていくことになるだろうというふうに思います。

私は今、条例制定をしておいて、実際の、これは全然形だけの話し合いじゃなくて、町としては可能だけれども、じゃ、あなたはどうかというふうな、具体的な話を議論しながら進めるような状況になれば、将来に向かってはいいのではないのかなというふうに思っの提案でございます。今まで具体的なものもないし、漫然と、私から言うのもおかしいのでありますが、何とかなるかもしれないと思ってきたんですが、私は今、定められた中で行っている役所でございますので、その金額等においてもはっきりと幾らですと提示しなければなりません。そうなるほとんど動かないというのが現実。または上物があつたりすると、撤去してくれるんだつたらいいけれども、冗談じゃない、そんなものつけてよこされてはということだつてあるやもしれません。

今この話の中において、もし相手様が、上物があつても、それはあつてもいいよと、ただしそれを金額に算定されたんじゃ困るからとかいろんなものが出てくるのであれば、このように整備しておけば、通常の売り渡しは可能なんです、このような条例を設けておけばその点についても話し合いをし、どのように動かしていくかということ議論を深めていけるなというふうに思いますので、一概に、提案があれば、はいではなくて、まずそういう話だけで終わるのではなく、議論をできる舞台づくりといいますか、そういうものを町としてもやっておきたいということでございますので、ご理解をいただければというふうに思います。

もちろんいろんな案件に関しましては、具体的な部分を申し出てきたならば、絶えず皆様にもご報告しながらやっていくことになるというふうに思いますので、この条例での下地づくりに対してご理解いただければありがたいというふうに思います。

副議長（川村重光君）

ほかにありませんか。

2番、種市議員。

2番（種市正孝君）

結局、減額するのに条件がまずあるということで、芸術文化の振興であったり、産業の振興であったり、雇用の機会の創出、そういう条件をクリアしていけば少しずつ安くしてもいいですよということだと思えます。これからの話になるのかなと思えますけれども、計画のときはそういう条件をいっぱい出して半額ぐらいになったとしても、結局1年か2年、そういう実績つくりましたよと、三、四年目あたりから何か変な方向に進むという可能性もあるんじゃないかなと思えます。そういう条件というのはこれからかとは思えますけれども、どのくらいの期間、それを満たしていきやならないのかとか、そういうお考えはどうかかなと思えます。その辺聞きたいんですけども。

副議長（川村重光君）

企画財政課長。

企画財政課長（円子富浩君）

お答え申し上げます。

これから我々も初経験となっていく部分だと思えますが、当然、相手が決まれば協定というものを結んで、その協定書の中にいろいろな条件を網羅した中で進めていくと思います。だから、ケース・バイ・ケースと言ってしまうとちょっと回答にならないかもしれませんが、それは5年のときもあれば10年のときもある。ただ、余り長く設定するんじゃなくて、ある程度の、5年ぐらいの期間で、そのときが来たらまた話し合っ、当然更新ということになります。更新ということは一回顔を合わせてまた話し合うということになりますから、そういう中で進めていきたいなと思っております。

以上でございます。

副 議 長（川村重光君）

いいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

副 議 長（川村重光君）

質疑がないようですから質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副 議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これにより議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副 議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号 財産の交換、譲与又は無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時20分まで休憩いたします。

休憩（午前 11 時 08 分）

再開（午前 11 時 20 分）

副議長（川村重光君）

休憩を閉じます。

引き続き会議を開きます。

次に、日程第11 議案第8号 六戸町税条例等の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

税務課長。

税務課長（舘 泰之君）

議案第8号 六戸町税条例等の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

議案の34ページからになります。説明補足資料の15ページからの新旧対照表もご参照ください。

今回の改正は、主に、地方消費税の税率引き上げの実施時期が平成31年10月に延期されたことにより、この引き上げ時期に合わせ施行することとしていました法人住民税の法人税割の税率変更、軽自動車税の環境性能割の導入について、施行時期を延期し、課税事務に支障を来さないよう措置するため条例を改正するものであります。

改正内容については35ページを参照ください。

まず、第1条の六戸町税条例の一部改正について説明いたします。

第36条の2の改正は、特定非営利活動促進法の一部改正に合わせ、「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に名称変更する規定の整備を、附則第7条の3の2の改正では、個人住民税における住宅ローン控除制度の適用期限を延長するものです。

続いて、第2条、六戸町税条例の一部改正の一部改正についてご説明申し上げます。

こちらは、平成28年6月議会で報告いたしました六戸町税条例等の一部改正の改正となっております。

地方消費税の引き上げの実施時期が31年10月に延期されたことにより、この引き上げ時期に合わせ施行することとしていました、法人住民税の法人税割の税率変更、「9.7%」から「6%」に減額する改正及び軽自動車税の環境性能割の導入、軽自動車の取得時に課税する環

境性能割で、青森県において当面の間徴収するというものでございます。この導入について、施行時期を延期するため改正するものであります。

48ページからは本改正条例の附則になります。施行期日を公布の日からといたしますが、第1条の特例認定特定非営利活動法人の改正部分については、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律の施行の日からとするものでございます。

以上で議案第8号の説明といたします。

副議長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

副議長（川村重光君）

質疑がないようですから質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号 六戸町税条例等の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第12 議案第9号 六戸町手数料条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

税務課長。

税務課長（舘 泰之君）

議案第9号 六戸町手数料条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

議案の49ページからになります。

今回の改正は、土地台帳情報について、土地管理システムからの出力帳票をできるようになったので交付を開始するため、また公簿等の閲覧手数料について、固定資産税の縦覧期間における名寄せ帳閲覧を対象としないことを明文化し、事務に支障を来さないよう措置するため、条例を改正するものであります。

改正内容は50ページをごらんください。

別表の部分の改正になりますが、31項の「土地情報に関する交付手数料」の欄に、「1筆につき（土地台帳）300円」を追加いたしまして、土地管理システムからの出力帳票の交付に対応します。また、32項の「公簿等の閲覧手数料」の欄には、固定資産税の縦覧期間内における土地家屋名寄せ帳等の閲覧手数料を除くことを追加するものです。

51ページは本改正条例の附則になります。施行期日を平成29年4月1日からとするものです。

以上で議案第9号の説明といたします。

副議長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

副議長（川村重光君）

質疑がないようですから質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副 議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副 議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号 六戸町手数料条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第13 議案第10号 六戸町学童保育所設置条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長 (外山昌彦君)

議案第10号 六戸町学童保育所設置条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案書52ページをごらんください。あわせて補足資料33ページもごらんくださるようお願いいたします。

今回の改正内容は、大曲小学校なかよし会の利用者増に伴い定員を増員するため、改正するものでございます。内容につきましては、学童保育所の名称等を定めた別表中の「大曲小学

校なかよし会」の名称を「大曲小学校第一なかよし会」に変更し、定員を「60人」から「40人」に変更するほか、同表に「大曲小学校第二なかよし会、定員36人」を追加するものでございます。この改正により大曲小学校なかよし会の定員は合計で76人となります。

附則につきましては施行期日を定めたものでございます。

以上で議案第10号の説明を終わります。

副 議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

副 議 長（川村重光君）

質疑がないようですから質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副 議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副 議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号 六戸町学童保育所設置条例の一部を改正する条例案は原案のとおり

可決いたしました。

次に、日程第14 議案第11号 六戸町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長（外山昌彦君）

議案第11号 六戸町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案書54ページをごらんください。あわせて補足資料33ページもごらんくださるようお願いいたします。

今回の改正内容は、子ども医療費の助成に関する条例の期限を3年間延長するため、改正するものでございます。内容につきましては、附則第2項の条例の施行日を「平成29年3月31日」から「平成32年3月31日」に改めるものでございます。

附則につきましては施行期日を定めたものでございます。

以上で議案第11号の説明を終わります。

副議長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

副議長（川村重光君）

質疑がないようですから質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号 六戸町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第15 議案第12号 六戸町国民健康保険診療所職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

診療所事務長。

診療所事務長(吉田史明君)

議案第12号 六戸町国民健康保険診療所職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

議案書56ページをごらんください。あわせて説明補足資料34ページ、新旧対照表もご参照ください。

今回の改正内容は、六戸町国民健康保険診療所職員の特殊勤務手当に関して、訪問看護を実施するに当たり必要な事項を定める必要があるため改正するものであります。

第2条、特殊勤務手当の種類に次の2号を加えるものであります。5号、待機手当、6号、緊急訪問看護手当。

「第7条」を「第9条」とし、第6条の次に次の2条を加えるものであります。第7条は、待機手当について定めるものであります。第8条は、緊急訪問看護手当について定めるものであります。

附則は、施行期日を平成29年4月1日からとするものであります。

以上で議案第12号の説明を終わります。

副 議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

副 議 長（川村重光君）

質疑がないようですから質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副 議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第12号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副 議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号 六戸町国民健康保険診療所職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第16 議案第13号 六戸町介護保険条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長（外山昌彦君）

議案第13号 六戸町介護保険条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案書59ページをごらんください。あわせて補足資料35ページもごらんくださるようお願いいたします。

今回の改正内容は、要介護状態となることの予防等を行う地域支援事業の実施開始時期を変更するため、改正するものでございます。

内容につきましては、附則第8条第4項の認知症施策推進事業の開始時期を「平成30年4月1日」から「平成29年4月1日」に変更し、1年間早めて事業を開始するものでございます。なお、この事業は40歳以上の認知症が疑われる方の初期の支援を行う事業であります。

附則につきましては施行期日を定めたものでございます。

以上で議案第13号の説明を終わります。

副議長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

副議長（川村重光君）

質疑がないようですから質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第13号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副 議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号 六戸町介護保険条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第17 議案第14号 六戸町産地活性化総合対策事業分担金徴収条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

産業課長。

産業課長 (高橋宏典君)

議案第14号 六戸町産地活性化総合対策事業分担金徴収条例案についてその概要をご説明申し上げます。

提出議案61ページをお開きください。

本条例案は、平成28年度において台風等大雨により農作物に被害のあった農業者に対し、次期作用の種子や農業用資材の購入費の5割を補助する国の産地活性化総合対策事業の受益者分担金の徴収方法に関して条例を制定するものであります。

62ページをお開きください。

第1条は、趣旨について定めるものであります。

第2条は、定義について定めるものであります。

第3条は、分担金の徴収について定めるものであります。

第4条は、分担金の賦課基準の決定について定めるものであります。

第5条は、分担金の徴収方法について定めるものであります。

第6条は、賦課に対する審査請求について定めるものであります。

第7条は、委任について定めるものであります。

附則は、施行期日を公布の日からとするものであります。

以上で議案第14号の説明といたします。

副 議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

副 議 長（川村重光君）

質疑がないようですから質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副 議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第14号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副 議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号 六戸町産地活性化総合対策事業分担金徴収条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第18 議案第15号 六戸町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（川村星彦君）

議案第15号 六戸町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案書64ページからとなります。補足資料35ページもご参照願います。

改正の内容は、消防団員の定年年齢を、団長等幹部の者については「65歳」を「70歳」に、その他の団員については「60歳に達した日」を「65歳に達した日以後の3月31日」に改正し、費用弁償については1回当たり「1,500円」を「2,000円」に改正するものでございます。

附則は、施行期日と経過措置を定めたものでございます。

以上で議案第15号の説明を終わります。

副議長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

副議長（川村重光君）

質疑がないようですから質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第15号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号 六戸町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第19 同意第1号から日程第33 同意第15号の六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、日程第19 同意第1号、金淵盛一氏、日程第20 同意第2号、渡辺耕一氏、日程第21 同意第3号、斎藤正氏、日程第22 同意第4号、小野寺邦男氏、日程第23 同意第5号、附田京子氏、日程第24 同意第6号、古里厚子氏、日程第25 同意第7号、砂渡精一氏、日程第26 同意第8号、沖澤勝氏、日程第27 同意第9号、新山秀男氏、日程第28 同意第10号、松嶋清治氏、日程第29 同意第11号、四木俊一氏、日程第30 同意第12号、木村喜和氏、日程第31 同意第13号、田中誠氏、日程第32 同意第14号、久田伸一氏、日程第33 同意第15号、金沢幸弘氏についての15件を一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(川村重光君)

ご異議なしと認めます。

それでは町長より説明を求めます。

町長。

町長(吉田 豊君)

それでは、同意第1号から同意第15号の六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、各同意案に共通する事項及び15名の委員候補者についてご説明申し上げます。

このたびの農業委員会委員の任命につきましては、平成28年4月1日施行の農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、農業委員会委員の選出方法が従前の公選制から任命制になったことから、ことし7月の当町農業委員会委員の改選に当たり、ことし2月6日に開催した委

員候補者選考委員会の選考審査を経て提案するものであり、任期は、平成29年7月20日から平成32年7月19日までの3カ年となっております。

なお、委員の構成に当たっては、法の定めにより、委員の過半数を認定農業者が占めること、また農業委員会の所掌の事項に関して利害関係を有しない者を1名以上置くこと、女性委員を1名以上登用することのほか、委員の構成が町内の一部の地域に偏在しないよう地域バランスに配慮することとされております。

それでは、15名の委員候補者についてご説明申し上げます。

同意第1号でございます。住所、六戸町大字犬落瀬字金沢158番地5、氏名、金淵盛一氏、生年月日、昭和31年4月1日であります。なお、金淵氏は認定農業者であります。

次に、同意第2号は、住所、六戸町大字犬落瀬字堀切沢60番地663、氏名、渡辺耕一氏、生年月日、昭和23年2月20日であります。なお、渡辺氏は認定農業者でございます。

次に、同意第3号は、住所、六戸町大字犬落瀬字権現沢95番地2、氏名、斎藤正氏、生年月日、昭和15年8月2日であります。なお、斎藤氏は農業委員会の所掌事項に関して利害関係を有しない者に該当する者であります。

次に、同意第4号は、住所、六戸町大字折茂字畑刈下95番地1、氏名、小野寺邦男氏、生年月日、昭和23年10月22日であります。

次に、同意第5号は、住所、六戸町大字犬落瀬字下久保167番地26、氏名、附田京子氏、生年月日、昭和33年7月19日であります。なお、附田氏は、認定農業者であり、女性委員に該当する者であります。

次の同意第6号は、住所、六戸町大字折茂字今熊6番地、氏名、古里厚子氏、生年月日、昭和31年10月18日であります。なお、古里氏は女性委員に該当する者であります。

次に、同意第7号は、住所、六戸町大字犬落瀬字五人役69番地2、氏名、砂渡精一氏、生年月日、昭和30年5月22日であります。なお、砂渡氏は認定農業者であります。

次の同意第8号は、住所、六戸町大字犬落瀬字七百86番地71、氏名、沖澤勝氏、生年月日、昭和30年5月21日であります。なお、沖澤氏は認定農業者でございます。

次に、同意第9号は、住所、六戸町大字折茂字前田180番地、氏名、新山秀男氏、生年月日、昭和24年5月15日であります。

次の同意第10号は、住所、六戸町大字下吉田字沼田34番地、氏名、松嶋清治氏、生年月日、昭和31年2月13日であります。なお、松嶋氏は認定農業者でございます。

同意第11号は、住所、六戸町大字犬落瀬字岡沼103番地1、氏名、四木俊一氏、生年月日、

昭和27年1月8日であります。なお、四木氏は認定農業者でございます。

次に、同意第12号は、住所、六戸町大字上吉田字松木田3番地、氏名、木村喜和氏、生年月日、昭和20年4月29日であります。

次の同意第13号は、住所、六戸町大字鶴喰字鶴喰24番地、氏名、田中誠氏、生年月日、昭和36年3月10日であります。なお、田中氏は認定農業者でございます。

次に、同意第14号は、住所、六戸町大字犬落瀬字柴山4番地77、氏名、久田伸一氏、生年月日、昭和25年11月23日であります。なお、久田氏は認定農業者でございます。

次に、同意第15号は、住所、六戸町大字犬落瀬字金矢67番地、氏名、金沢幸弘氏、生年月日、昭和28年2月16日であります。なお、金沢氏は認定農業者でございます。

以上、15名を農業委員会委員として任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

以上で説明とさせていただきます。

副議長（川村重光君）

町長よりの説明が終わりました。

それでは、日程第19 同意第1号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

ここで、金沢農業委員会会長より退席の申し出がありましたので、退席を許します。

（金沢農業委員会会長退席）

副議長（川村重光君）

提案の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

副議長（川村重光君）

質疑がないようですから質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副 議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより同意第1号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

副 議 長 (川村重光君)

起立全員であります。

よって、同意第1号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては同意することと決定いたしました。

金淵農業委員会会長の入場を許します。

(金淵農業委員会会長入場)

副 議 長 (川村重光君)

次に、日程第20 同意第2号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

副 議 長 (川村重光君)

質疑がないようですから質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副 議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより同意第2号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

副 議 長 (川村重光君)

起立全員であります。

よって、同意第2号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては同意することに決定いたしました。

次に、日程第21 同意第3号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

副 議 長 (川村重光君)

質疑がないようですから質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副 議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより同意第3号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

副 議 長（川村重光君）

全員起立であります。

よって、同意第3号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては同意することに決定いたしました。

次に、日程第22 同意第4号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

副 議 長（川村重光君）

質疑がないようですから質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副 議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより同意第4号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

副 議 長 (川村重光君)

起立全員であります。

よって、同意第4号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては同意することに決定いたしました。

次に、日程第23 同意第5号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

副 議 長 (川村重光君)

質疑がないようですから質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副 議 長 (川村重光君)

異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより同意第5号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

副 議 長（川村重光君）

全員起立であります。

よって、同意第5号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては同意することに決定いたしました。

次に、日程第24 同意第6号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明が終わっていますので、直ちに質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

副 議 長（川村重光君）

質疑がないようですから質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副 議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより同意第6号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

副 議 長（川村重光君）

起立全員であります。

よって、同意第6号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては同

意することと決定いたしました。

次に、日程第25 同意第7号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

副議長(川村重光君)

質疑がないようですから質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(川村重光君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより同意第7号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

副議長(川村重光君)

全員起立であります。

よって、同意第7号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては同意することに決定いたしました。

次に、日程第26 同意第8号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

副 議 長 (川村重光君)

質疑がないようですから質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副 議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより同意第8号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

副 議 長 (川村重光君)

起立全員であります。

よって、同意第8号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては同意することに決定いたしました。

次に、日程第27 同意第9号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

副 議 長（川村重光君）

質疑がないようですから質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副 議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより同意第9号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

副 議 長（川村重光君）

起立全員であります。

よって、同意第9号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては同意することに決定いたしました。

次に、日程第28 同意第10号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

副 議 長（川村重光君）

質疑がないようですから質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副 議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより同意第10号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

副 議 長 (川村重光君)

全員起立であります。

よって、同意第10号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては同意することに決定いたしました。

次に、日程第29 同意第11号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

副 議 長 (川村重光君)

質疑がないようですから質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副 議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより同意第11号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

副議長(川村重光君)

起立全員であります。

よって、同意第11号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては同意することに決定いたしました。

次に、日程第30 同意第12号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

副議長(川村重光君)

質疑がないようですから質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(川村重光君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより同意第12号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

副 議 長 (川村重光君)

全員起立であります。

よって、同意第12号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては同意することに決定いたしました。

次に、日程第31 同意第13号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

副 議 長 (川村重光君)

質疑がないようですから質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副 議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより同意第13号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

副 議 長 (川村重光君)

起立全員であります。

よって、同意第13号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては同意することに決定いたしました。

次に、日程第32 同意第14号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

ここで、4番、久田議員より退席の申し出がありましたので、退席を許します。

(4番(久田伸一君)退席)

副議長(川村重光君)

提案者の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

副議長(川村重光君)

質疑がないようですから質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(川村重光君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより同意第14号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

副 議 長（川村重光君）

起立全員であります。

よって、同意第14号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては同意することに決定いたしました。

4番、久田議員の入場を許します。

（4番（久田伸一君）入場）

副 議 長（川村重光君）

次に、日程第33 同意第15号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

副 議 長（川村重光君）

質疑がないようですから質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副 議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより同意第15号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

副 議 長（川村重光君）

起立全員であります。

よって、同意第15号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては同意することに決定いたしました。

昼休みに多少ずれ込みますが、引き続き審議を続けます。

次に、日程第34 各常任委員会の所管事項調査付託についてを議題といたします。

このたび、総務常任委員会委員長、河野豊君、産業民生常任委員会委員長、高坂茂君から、所管事項について閉会中も委員会活動及び調査等を実施したい旨、六戸町議会会議規則第73条の規定により継続調査申出書が議長に提出されております。

なお、各常任委員会の調査事項等の内容につきましては、お手元に配付してあります継続調査申出書のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

なお、期間は、平成29年3月議会定例会終了後から平成30年3月議会定例会招集日前日までであります。

以上、各常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副 議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件はそれぞれの委員会に付託の上、継続調査とすることに決定いたしました。

次に、日程第35 陳情第1号 農業者戸別所得補償制度の復活を求める陳情を議題といたします。

審査を付託してありました産業民生常任委員会の委員長から審査が終了した旨の報告がありましたので、委員長より報告を求めます。

5番、高坂茂君。

産業民生常任委員長（高坂 茂君）

産業民生常任委員会委員長報告をいたします。

陳情第1号 農業者戸別所得補償制度の復活を求める陳情については産業民生常任委員会に付託されたところであります。当委員会では、その付託を受けて去る3月3日に委員会を開催し、その取り扱いについて慎重な審議を行いました。

陳情の要旨は、米価が生産費を大きく下回る水準に下落しており、稲作経営もかなり厳しい状況です。そのため、国民の食料と地域経済、環境と国土を守ることを目的とした、生産費を償う農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書を国へ提出するよう陳情するものであります。

審査の結果、趣旨に賛同し、当委員会といたしましては採択すべきものと決定いたしました。

以上、産業民生常任委員会委員長報告といたします。

副議長（川村重光君）

委員長の報告が終わりました。

この報告について質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

副議長（川村重光君）

質疑がないようですから質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより本件について採決いたします。

お諮りいたします。

本件は委員長の報告のとおり採択とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、本件については採択とすることに決しました。

追加提案の準備がありますので、ここで暫時休憩いたします。

休憩(午後 0時08分)

再開(午後 0時10分)

副議長(川村重光君)

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

先ほどの陳情第1号の採択に関連して、産業民生常任委員会の委員長から発議第1号 農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書提出についてを追加提案したい旨、申し出がありました。

お諮りいたします。

提出のありました発議第1号を本日の議事日程に追加し、議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(川村重光君)

異議なしと認めます。

よって、発議第1号は追加日程第36として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第36 発議第1号 農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書提出についてを議題といたします。

提出者であります高坂茂産業民生常任委員長から提案理由の説明を求めます。

5番、高坂茂君。

5 番（高坂 茂君）

それでは、農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書提出について提案理由を申し上げます。

平成25年度までの農業者戸別所得補償制度により多くの稲作農家の再生産と農村を支えてきましたが、平成26年度から経営所得安定政策に切りかわり、稲作農家の離農が加速し、地域が一層疲弊しました。この制度も平成30年産米から廃止されようとしており、地域経済をますます困難にしてしまうことは明らかであります。

よって、国民の食料と地域経済、環境と国土を守るため、生産費を償う農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書を国に対して提出するよう求めるものです。

以上の趣旨から、農業者戸別所得補償制度の復活を実現するため国に強く求めていただきたく、本案を提案した次第であります。

なお、意見書案につきましてはお手元に配付のとおりであります。

何とぞ趣旨にご賛同の上、原案のとおりご決定くださるようお願い申し上げます、提案理由といたします。

副 議 長（川村重光君）

以上で提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

副 議 長（川村重光君）

質疑がないようですから質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副 議 長（川村重光君）

異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより発議第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副 議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号 農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書提出については原案のとおり可決いたしました。

以上で本定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

これをもちまして平成29年第1回六戸町議会定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

閉会（午後 0時15分）